

船舶事故調査報告書

平成22年4月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成21年3月11日 10時09分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町宮之浦港東方沖 宮之浦港北防波堤灯台から真方位153°690m付近 (概位 北緯30°25.7′ 東経130°34.9′)
事故調査の経過	平成21年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第二十八 ^{ひで} 秀丸、96トン 135556、児玉重機有限会社 22.26m×7.50m×3.18m、鋼 ディーゼル機関2基、1,470kW(合計)、平成9年10月16日 B 台船 第28高千穂号、2,287トン 児玉重機有限会社 65.00m×24.00m×4.50m、鋼
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成16年12月10日 免許交付年月日 平成16年12月10日 免許有効期間満了日 平成21年12月9日 機関長（クレーン運転員） 男性 39歳 五級海技士（機関） 免許年月日 平成19年6月18日 免許交付年月日 平成19年6月18日 免許有効期間満了日 平成24年6月17日 労働安全衛生法による免許（移動式クレーン） 甲板員（船団長） 男性 62歳 海上起重機作業管理技師 交付年月日 平成13年12月4日 機関員（合図員） 男性 44歳 玉掛技能講習修了証 交付年月日 昭和58年10月31日
死傷者等	負傷 1人（甲板員（船団長））
損傷	なし
事故の経過	A船は、平成21年3月11日07時15分ごろ、船長ほか6人が乗り

	<p>組み、消波ブロックを積載したB船を押航して、宮之浦港を出港し、08時10分ごろ沖合の消波ブロック敷設予定地に着き、錨泊してB船上で敷設作業を開始した。</p> <p>10時09分ごろ、B船のジブクレーンにより消波ブロックを吊り上げた際、吊り上げられた消波ブロック（以下「本件ブロック」という。）とその左隣の消波ブロックの間を通行していた船団長が、波による船体の動揺で左側に移動した本件ブロックと、その左隣の消波ブロックとの間に挟まれた。</p> <p>その後、船団長は、救急車により病院に搬送された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 2海里以上</p> <p>海象：波高 1m以下</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>B船のジブクレーンは船首部に据え付けられ、出港時、ジブクレーンの後方に消波ブロックが、縦に5列、横に6列の合計30個積載され、横方向の間隔は約50cmであった。</p> <p>作業は、B船に積載された消波ブロックをジブクレーンのワイヤ先端フックの玉掛用ワイヤにかけ、ジブクレーンで吊り上げて海中に敷設するものであった。</p> <p>出港時の波高は、A船及びB船借入人が定めた作業中止基準を下回っていた。</p> <p>船団長は、安全担当者に選任されており、作業前の打合せで乗組員に安全作業を指導していたが、本件ブロックにかけた玉掛用ワイヤの状態を点検するため、ジブクレーンで本件ブロックを吊り上げて玉掛用ワイヤを少し緊張させる際、自らが安全な場所に移動したのち、クレーン運転員に吊上げの合図を行うよう合図員に指示していなかった。</p> <p>合図員は、船団長の指示でクレーン運転員にワイヤを少し緊張させるよう合図を行い、クレーン運転員は、合図員の指示でワイヤを緊張させるため少し巻き上げた。</p> <p>ジブクレーンのワイヤが少し巻き上げられて玉掛用ワイヤが緊張し、本件ブロックが移動しやすい状態となった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>船団長は、自らが安全な場所へ移動したのち、消波ブロックの吊上げの合図を行うよう指示しなかったものと考えられる。</p> <p>船団長が消波ブロックと消波ブロックの間を移動中、合図員は、船団長の指示でジブクレーンのワイヤを少し巻き上げる合図を行い、クレーン運転員は、合図員の指示でジブクレーンのワイヤを少し巻き上げたものと考えられる。</p> <p>B船は、宮之浦港沖で消波ブロックの敷設作業中、ジブクレーンのワイヤが巻き上げられ、玉掛用ワイヤが少し緊張して本件ブロックが移動しやすい状態になった際、船団長が本件ブロックとそ</p>

		の左隣の消波ブロックの間を通行したため、B船が波を受けて動揺し、左側に移動した本件ブロックとその左隣の消波ブロックとの間に挟まれた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、B船が、宮之浦港沖で消波ブロックの敷設作業中、船団長が、本件ブロックとその左隣の消波ブロックの間を通行したため、B船が波を受けて動揺した際、左側に移動した本件ブロックと、その左隣の消波ブロックとの間に挟まれたことにより発生した可能性があると考えられる。	
備考	A船及びB船借入人は、本事故後、ブロック吊り作業時にはブロックとブロックの間に入らないこと、クレーン作業中は旋回範囲内に入らないこと、合図員は作業員の安全確認後指示・合図をすること、作業可能な波高の見直しなどの事故再発防止策を作成し、乗組員を指導した。	